

吸収分割に関する事後開示書面
(吸収分割に関する事後備置書面)

2025年7月1日

株式会社トライアルホールディングス

株式会社トライアルカンパニー

2025年7月1日

福岡市東区多の津一丁目12番2号
株式会社トライアルホールディングス
代表取締役社長 永田 洋幸

福岡市東区多の津一丁目12番2号
株式会社トライアルカンパニー
代表取締役社長 石橋 亮太

吸収分割に関する事後開示書面

(吸収分割承継会社：会社法第801条第2項及び会社法施行規則第201条に基づく事後開示書面)

(吸収分割会社：会社法第791条第1項及び会社法施行規則第189条に基づく事後開示書面)

株式会社トライアルホールディングス（以下「吸収分割承継会社」という。）及び株式会社トライアルカンパニー（以下「吸収分割会社」という。）は、2025年4月23日付で締結した吸収分割契約書に基づき、2025年7月1日を効力発生日として、吸収分割会社の研修所、社員寮等の全社的な資産の管理事業に関する権利義務の一部を吸収分割承継会社に承継させる吸収分割（以下「本件分割」という。）を行いました。よって、下記記載のとおり、本件分割に関する事後開示をいたします。

なお、本件分割は完全親子会社間の無対価での吸収分割につき、吸収分割承継会社においては会社法第796条第2項に定める簡易吸収分割、吸収分割会社においては会社法第784条第1項に定める略式吸収分割となります。

記

1. 本件分割が効力を生じた日

2025年7月1日

2. 吸収分割会社における法定手続の経過に関する事項

(1) 株主の差止請求手続の経過

吸収分割会社は、吸収分割承継会社の完全子会社であるため、株主の差止請求について該当事項はありません。

(2) 反対株主の株式買取請求手続の経過

吸収分割会社は、吸収分割承継会社の完全子会社であるため、反対株主の株式買取請求について該当事項はありません。

(3) 新株予約権買取請求手続の経過

吸収分割会社は、新株予約権を発行していないため、該当事項はありません。

(4) 債権者の異議手続の経過

本件分割に係る債務の承継は、重畳的債務引受の方法によっているため、本件分割に関し、会社法第 789 条の規定による手続は行っておりません。

3. 吸収分割承継会社における法定手続の経過に関する事項

(1) 株主の差止請求手続の経過

吸収分割承継会社にて、本件分割は会社法第 796 条第 2 項の規定に基づく簡易吸収分割であるため、該当事項はありません。

(2) 反対株主の株式買取請求手続の経過

吸収分割承継会社にて、本件分割は会社法第 796 条第 2 項の規定に基づく簡易吸収分割であるため、該当事項はありません。

(3) 債権者の異議手続の経過

吸収分割承継会社は、会社法第 799 条の規定に従い、2025 年 5 月 23 日付の電子公告及び同日付の官報により、債権者に対して本件分割に対する異議申述の公告を行いました。申述期限までに異議を申し出た債権者はありませんでした。

4. 本件分割により吸収分割承継会社が吸収分割会社から承継した重要な権利義務に関する事項

吸収分割承継会社は、効力発生日である 2025 年 7 月 1 日をもって、2025 年 4 月 23 日付で締結した吸収分割契約書の定めに従い、研修所、社員寮等の全社的な資産の管理事業に関する権利義務の一部を承継いたしました。

5. 本件分割による変更の登記をした日

2025 年 7 月 2 日（予定）

6. 上記のほか本件分割に関する重要な事項

該当事項はありません。

以上